

◎挨拶

(会長挨拶)

---

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第6回農業委員会総会を開会いたします。

---

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、10番、金井徹君、11番、高橋英明君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年8月31日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和2年9月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきたいと思っております。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案2件となっております。

1件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は埼玉県川越市の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字キタノ1880の1番、現況地目は畑、面積は2,594平米となっております。借手は渋川市アリマの方で、利用目的は普通畑利用、季節野菜です。

貸借期間は令和2年10月1日より5年間で令和7年9月30日までとなっております。この案件につきましては、借手の方が5年以上前から借受けをしているんですけども、所有者の方が昨年お亡くなりになりまして、相続人の方、娘さんが県外在住のため、1か月間、ちょっと、空白になってしまっていて今回、新規で計画を策定したものです。本来であれば、8月の案件となっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、賃貸借の設定で農地の所在は広馬場字井戸尻2141の1番ほか2筆、現況地目は畑、面積は合計で5,852平米となっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で中間管理事業を利用するための賃貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は、令和2年10月1日より5年間で、令和7年9月30日までとなっております。こちらに当たりましても、更新に合わせて中間管理事業を利用するものとなっております。

また、3ページ、4ページに計画書の写しを添付させていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局長の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員高橋です。

配分計画のほうは、これから、また、説明があるんでしょうか。7ページのほうは。そこまで含めて質問でも大丈夫ですか。

議長 事務局。

事務局長 配分計画につきましては、2号議案なので、そのとき。

高橋委員 分かりました。2号議案で質問させていただきます。

議長 ほかに何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

---

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和2年9月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明させていただきます。

議長 それでは岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画(案)についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画(案)の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して、借入希望者が適正であるか意見を伺うものです。

7ページをお開きください。

借入を希望者は、渋川市有馬の方です。借入れする土地は、大字広馬場字井戸尻2141の1番ほか2筆、面積は合計で5,852平米です。借入期間は5年で、利用目的は普通畑利用です。作物といたしましては、キャベツを作付け予定とのことです。

なお、今回、先ほどもご説明させていただきましたが、賃貸借期間の終了に合わせて中間管理事業の活用による設定を行うものとなっております。

以上、当該農地の貸付けが適正であるかどうか、ご審議をお願いをいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第2号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

今回、この借りられる方なんですけども、村内におきまして、農地を広く利用していただいている方で、非常に貴重な方だと思うんですけども、自分が借りている農地、一応、効率よく管理できるようにということで、できるだけ、集積化をしたいということがあったと思うんですけども、今回、また、6反近く農地、契約するわけですけども、それまではちょっと、作業できる能力に對しましては、ちょっと畑が多かったのかなという感じがあったんですけども、もし、事務局のほうで、現在の経営のゆとり度っていうんですか、そういうことに対しての情報とか、もしありましたら、お聞かせ願いたいということと、あと、今後、どの辺に、もし、農地を今後も借りる予定であるのであれば、どういう形で榛東村の農地を借りたいのか、もし、情報があれば、お聞かせください。お願いします。

議 長 事務局。

事務局長 すみません。

借受者の方の、すみません、ゆとり度とかっていうのは、ちょっと、把握ができていないので、後ほど確認しておつなぎできればと思っております。

今後の予定については、結構、すみません、ちょっと、今、資料がないので、榛東でどれぐらい借りているかというのも、また、後ほどおつなぎできればと思っております。

議 長 11番、高橋君。

高橋委員 分かりました。榛東、どのぐらい借りているということもそうなんかもしれないんですけども、今後の予定ですか、村内でどの地域でどのような形で、どのぐらいの広さで農地を借りたいとか、そういうお話があったかどうかということをもし、情報をお持ちならば、お聞かせ願いたいということで、お願いします。

議 長 事務局。

事務局長 すみません。その辺も、詳しく確認できていないので、借手の方に確認してお伝えしたいと思います。すみません、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに何か、意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、安藤です。

この借りてる方ですか、うちの畑の隣りも借りているんですけど、少し周りの畑の地主さんのことも考えて、草刈りを行ってもらいたいという、話してもらいたいんですけど。ほかの畑のところもそうなんですけど、この人の借りている畑の周りは、草がたくさん生えています。でも、言っても、刈ってくれないんですよ。そのことを、

委員会のほうではないんですけど、よろしく頼みたいんですけど、お願いします。

議長 推進委員の7番、小川君。

小川委員 推進委員の小川です。借受人については、私はアグリショップに勤めてますので、アグリショップには、ちよくちよく、毎日来ますので、この集積についても、大分、借受人には話をして、集積をしてもらったという経過がございます。

この貸付人と借受人さんの件についても、当初、私が中に入って面倒を見たというんじゃないんですけども、3年間の集積をして、これで切れたんで、今度は借受人も、中間管理機構を通して、やってくれということだったんで、中間管理機構を通して継続したという、そういういきさつがあるんですけども、面積的には、20ヘクタールぐらいですかね、やっているのが。本人と、本人の兄弟、もう2人、専従、専従が4人ですかね。あと、パートさんが女性の方だと思うんですけども、多いときだと12人ぐらい。少なくとも、8人ぐらいは雇用しているということだと思うんですけども、それで、主にはキャベツ、ネギ、そういう関係がほとんどだと思うんですね。あと、いろいろやっているんですけども、ニンジンとか、本人も昨日、内定あって、本人も気にはしてました。小川さんなんか、農業委員会で出てないかという、そういう話を、本人も気にしてました。

それで、結構、今、キャベツの植付けをしているんで、結構、そんな言い訳にはならないんですけども、本当に、フル稼働しているらしいんで、その辺は、取りあえず、私のほうから、もうそういう話も出ているので、借受人には言っておきます。

ちょっと、お節介になっちゃうかもしれないんですけども、取りあえず、私のほうから、借受人には一応よく言っておきますので、何とかしてくれと、一応、そういうことで、本人に話はしたいと思うんですけども。役場のほうからでも、話はしてもらったほうがいいんですけど、取りあえず、私のほうから、しておきます。

安藤さん、その畑っていうのはどこかね。

安藤委員 長岡の安藤です。借受人、畑を借りているんですけど、ネギとかやってて、周りを全然刈ってないんですよ。草を刈ってなくて、ほかの地域も、借りてる場所があるんですけど、同じく全然、中は作物が作られてましたけど、周りは刈ってないんですよ。

小川委員 出しゃばって申し訳ないんですけど、よく言っておきます。本人も気にはしてます。

以上です。

議長 ほかになにかございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用配分計画(案)については原案のとおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号 番号1について、説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字小林沢1446の6、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は498平米となっております。権利関係は使用貸借となります。貸付人は長岡の方で、職業は会社員、借受人も長岡の方で職業は会社員でございます。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅101.51平米です。転用理由につきましては、借受人は現在実家暮らしをしております。建物も老朽化し、手狭であるため、将来のことを考え、自宅を新築したく、父に相談したところ、快諾が得られましたので、申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1番について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、安藤です。

ただいま事務局長より、説明がありました1番の申請につきましては、権利の種別は使用貸借です。申請目的は一般住宅です。申請理由については、実家で暮らしているが、家が老朽化で父に相談したところ、快諾が得られたということで、申請をします。

なお、付近の状況を申し上げますと、現地確認調書の2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。ここは、長岡の一番北の通りで、児童館のところを300メートルぐらい上に登ったところなんですけど、東側と西側が宅地で、北側に道路があつて、南側が畑です。ただ、樹木が生えておりますが、これは木を伐採するというのを聞いています。

排水は、下水は北側の集落排水、雨水は北側に、村道の側溝がありますので、ここへ、放流計画をしております。

隣接する農地には、影響がないと思われまして、私としては問題がありませんので、許可相当と思われまして、審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よつて、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。現地確認調書は5ページからとなります。農地の所在は大字山子田字冠海戸2104の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は2,049平米でございます。権利関係は所有権移転、売買、譲渡人は山子田の方で職業は会社員兼農業、譲受人は前橋市の方で職業は無職、転用目的は太陽光発電施設用地、施設等は太陽光パネル252枚、49.5キロワットとなっております。

転用理由につきましては、譲受人は申請地は周りに構築物がなく、太陽光発電に適しております。このたび、パネルを設置して、発電事業、電力販売事業を行いたいため、申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発案件となっております。

以上で番号2の説明を終わります。

議 長 ただいま、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、12番、柳岡です。

ただいまの番号2の議案については、ただいま事務局長が説明したとおりでございます。少し付け加えますと、現地確認調書の5ページから7ページを開いていただいて、場所は元ホテルビングスインの北西100メートルのところにあります。東西の村道を挟んで、南側には、テニスクラブの土地、西は耕作放棄地を挟んで太陽光発電、北隣りは、東側の道を挟んで、同じく太陽光発電というところでございます。

この太陽光発電の用地は、傾斜地で、大雨等によって土砂、雨水の流出によって、下方の土地に影響を与えることが大であり、土塁、集積ます等の設置を設けて、予防対策をとっていただきたいと思っております。

また、周囲の農地、住宅等に与える影響は少ないと思われまますので、許可相当かと思われまます。

皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3。現地確認調書は8ページからとなります。農地の所在は大字新井字播磨1054の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は779平米でございます。利用関係は、所有権移転売買、譲渡人は新井の方で、職業は無職、譲受人の方は山子田の方で職業は建築業となっております。

転用目的は一般住宅、露天駐車場及び露天資材置場用地となっております。

施設等につきましては、一般住宅57.13平米、露天駐車場、露天資材置場となっております。転用理由につきましては、譲受人は、村内にて建築業を営んでおります。以前から、資材置場及び従業員の駐車場が不足しておりました。また、子どもの成長に伴い、住環境が手狭となっております。申請地は住環境もよいため、一般住宅、



露天駐車場及び露天資材置場として利用したく、申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員、4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案3号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

周辺状況について、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

現地調書の8ページをお開き願いたいと思えます。

申請地につきましては、新井の信号を自衛隊方面、向かって、左側に牧口エンジニア、トヅカクリーニングを過ぎて、10メートルほど行ったところを北に10メートルほど入ったところでございます。

西側に村道、北側については、宅地、それから、南側については、藪的な雑種地、それから、東側に農地、そういった環境にございます。権利については、先ほど事務局説明されたとおり、所有権移転売買という形になります。面積が779平米ということで、若干宅地にするには広いんですけども、転用理由の中に入ったとおり、一般住宅、それから、駐車場、それから、資材置場というような形で、活用するというところでございます。

なお、村道につきましては、公共下水が通っていないというようなことで、11ページをお開き願いたいと思えます。左側の一番角に、合併浄化槽、ここに設置をして、家庭用雑排水については、処理をする。また、雨水につきましては浸透ます、そちらのほうから、自然処理をするということでございます。

なお、若干段差があって、左側農地のほうが低くなっておるんですけども、そちらについては、雨水が流れないようにということで、若干、縁石を設けた形で、農地に害が及ばないような形で処理をするというような形となっております。

地元委員といたしますと、周辺に与える影響少ないと、ないというようなことの中で、許可相当と思われしますので、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、推進委員の小川君。

小川委員 7番推進委員の小川です。

ちょっと教えてもらいたいんだけど、これ、10ページの現地確認調書の10ページのこの地区外って4つあるんですけど、この意味はどういう意味ですか。

議長 事務局、事務局長。

事務局長 ただいま、小川推進委員より質問がありました件でございますが、10ページの登記簿をご覧ください。こちらについて、地区外と書かれているところにつきましては、圃場整備を実施していない地区が地区外ということでございます。圃場をしてあるところにつきましては、面積が500分の1の構図に書き換えがなっておりますので、従前、圃場整備になっていないところは、地区外ということで、左側、600分の1という公図になっておりますが、こちらの図面のほうに入っているということで、地区内と地区外の表示については、圃場をしてある場所とない場所の区分となっております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号4について説明申し上げます。議案書は9ページとなります。

番号4、図面番号4。現地確認調書は12ページをご覧ください。

農地の所在は、大字広馬場字宮室632の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は216平米でございます。

権利関係は、所有権移転売買、譲渡人は広馬場の方で職業は無職、譲受人は山子田の方で職業は不動産業となっております。

転用目的は建て売り分譲用地用地、施設等は、建て売り住宅ということで、52.99平米を2棟、転用理由としましては、譲受人は村内にて不動産業を営んでおります。

申請地は近隣市町村への通勤圏として、需要が見込まれるため、建て売り分譲住宅用地として、利用してく申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受

人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地でございます。隣接市633番地と一体利用とのことでございます。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員、金井です。

ただいま事務局長の説明のとおりです。

申請地は宮室集会場の200メートルぐらい前のところ。東側は畑、西側は畑、南側は水田、北側は宅地です。

と633の宅地の一体利用するそうです。

私としては、許可相当と思われ。ます。

ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩といたします。

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

